

熊本市交通局会計年度任用職員募集要項

【熊本市電乗務員（運転士）】

Ⅰ 概要

任用予定日	随時任用
募集人員	計１０名程度
職務概要	路面電車の運転業務及び車掌業務

２ 勤務条件 ※令和５年（２０２３年）１２月１日現在

身分	フルタイム会計年度任用職員 (地方公務員法第２２条の２第１項第２号に規定する非常勤の地方公務員)
任用期間	原則として、１年以内かつ年度ごとの任用となります。 任用期間の勤務成績、態度、能力及び交通局の経営状況等を勘案し、翌年度も再度任用することがあります。
勤務形態	【研修期間中】 月曜日から金曜日（祝日を除く）までの週３８時間４５分勤務となります。 ※一日実働７時間４５分（始業：午前８時４５分 終業：午後５時３０分） 【研修期間以外（車掌として乗務する期間を含む。）】 原則として、５勤１休・４勤２休・４勤２休・４勤２休制の週３８時間４５分勤務となり、１日の勤務時間は、乗務するダイヤによって異なります。 休日は、土日祝日に関わらず指定した日となります。
給料月額	１７４，９００円～（別途、各種手当の支給あり） ※初任給は、過去に同種の職務に従事した期間の有無に応じて決定され、運転免許取得後、運転士補として運転業務を開始した際には、 <u>月額２０３，０００円</u> に昇給します。以後は、通算の任用期間及び職務内容に応じて金額が決定されます。 (フルタイム運転士の平均年収 約４０２万円 ※各種手当込)
期末手当の額等	給料月額の最大２．６月分を、６月及び１２月の２回に分けて支給します。 (６月期最大１．３月分、１２月期最大１．３月分) ※期末手当の支給には所定の要件があります。 ※支給月数は次年度以後変更となる場合があります。 ※令和６年度（２０２４年度）から期末手当に加え、勤勉手当を支給する予定です。
その他の手当	通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び退職手当 ※通勤手当及び退職手当の支給には所定の要件があります。
勤務地	大江営業所（熊本市中央区大江五丁目１番４０号）又は 上熊本車庫（熊本市西区上熊本二丁目１８番８号） ※研修期間中の勤務地は大江営業所となります。
休暇	年次有給休暇（最大２０日間付与）その他特別休暇制度あり。
社会保険等	雇用保険、労災保険、厚生年金及び健康保険 ※所定の要件を満たす場合、それぞれ退職手当制度、地方公務員災害補償基金及び熊本市町村職員共済組合へ移行します。

◇任用後から運転業務を開始するまで

任用後は、概ね以下のとおり研修及び車掌業務を経て、運転免許取得のための国家試験等に合格したのち、運転士として従事することとなります。

【運転士としての養成期間】————→【運転士】————→

◇約１ヶ月間 基礎研修 車掌業務研修	◇運転業務研修開始までの間 (※１) 車掌業務	◇約８ヶ月間 運転業務研修 国家試験受験(学科及び実技) 交通局内検定	運転業務(※２)
--------------------------	----------------------------	--	----------

任用開始→

※１ 車掌業務の期間は任用時期等に応じて異なります。なお、２０歳未満の方については、動力車操縦者運転免許試験の受験資格がありませんので、２０歳になるまでは車掌業務に従事することになります。

※２ 人員等の都合により、車掌業務を兼ねる場合があります。

Ｑ 車掌業務を行うとありますが、運転士としての任用ではないのですか。

Ａ 将来的に運転士として従事することを前提としており、そのために必要な実習となります。

Ｑ 車掌業務はどのようなことを行うのですか。

Ａ 低床電車に運転士と同乗し、お客様へのご案内、安全確保その他車内整理等を行います。

Ｑ 路面電車の運転免許取得費用は自己負担ですか。

Ａ 自己負担はありません。

Ｑ 任用された後、国家試験等に合格できなかった場合はどうなりますか。

Ａ 原則として、翌年度の任用を行いません。

Ｑ 何歳まで働くことができますか。

Ａ 原則として、６５歳に到達した年度までの任用となります。

ただし、運転士が不足する場合は、乙種動力車操縦者運転免許を保有する方に限り、６５歳以上の方であっても任用する場合があります。

３ 受験資格

(１) 次の①～②に該当する方がこの試験を受験できます。

①普通自動車運転免許を保有する者(ＡＴ限定免許可)

②以下の(ｉ)～(iv)に掲げる身体的基準をいずれも満たす者(※)

※これらは、路面電車運転免許取得の要件(動力車操縦者運転免許に関する省令第８条の２)となるため、受験資格とするものです。合格又は任用決定後、これらの基準を満たすかを確認するため、所定の身体検査を受診していただきます。この身体検査の結果、これらの基準を満たさないことが判明した場合は、受験資格がなかったものとして合格又は任用を取り消すことがあります。

(ｉ) 視機能

- ・視力(矯正視力を含む。)が両眼で１．０以上かつ一眼でそれぞれ０．７以上であること。
- ・正常な両眼視機能を有すること。・正常な視野を有すること。・色覚が正常であること。

(ii) 聴力

各耳とも5メートル以上の距離でささやく言葉を明らかに聴取できること。

(iii) 疾病及び身体機能の障害の有無

心臓疾患、神経及び精神の疾患、眼疾患、運動機能の障害、言語機能の障害、その他動力車の操縦に支障を及ぼすと認められる疾病又は身体機能の障害がないこと。

(iv) 中毒

アルコール中毒、麻薬中毒、その他動力車の操縦に支障を及ぼす中毒の症状がないこと。

(2) (1)に関わらず、次のいずれかに該当する方はこの試験を受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 選考

所定の適性検査（作業素質検査、反応速度検査）、交通事故及び交通違反歴の確認（6 申込方法（2）及び（3））並びに面接により選考します。

(1) 試験日時

申込みを確認後、別途担当者からご連絡します。

(2) 試験会場

熊本市交通局大江局舎（熊本市中央区大江五丁目1番40号）

(3) 試験結果通知

試験日から1週間後を目安に文書にて通知します。

【選考試験当日について】

(1) 筆記用具（ボールペン、鉛筆HB数本、消しゴム）を持参してください。

(2) 敷地内の駐車場はご利用になれません。車でお越しの場合は周辺の有料駐車場をご利用いただくか、公共交通機関等でお越しいただきますようお願いいたします。（駐輪場は利用可。）

5 合格から任用まで

合格者は、任用候補者名簿に登載され、任用希望日や人員等の都合を勘案した上で、この名簿から任用者を決定します。当初は任用に至らなかった場合でも、任用候補者名簿の有効期間内に追加で任用されることがあります。（全ての合格者が任用されるとは限りません。）

任用候補者名簿の有効期間は、合格通知日から起算して1年間となります。

6 申込方法

以下の(1)～(3)を持参又は郵送で提出してください。

(1)は熊本市交通局大江局舎でお受け取りいただくか、熊本市交通局のホームページからダウンロードしてください。

(2)及び(3)は、自動車安全運転センター（※）で発行できます。（提出日の1ヶ月前以内に発行されたものに限る。）発行には日数を要しますので、ご注意ください。なお、(2)及び(3)の発行に必要な手数料は自己負担となります。

(1) 『熊本市交通局会計年度任用職員申込書』

所定の事項を記入し、提出日から1年以内に撮影した写真を貼り付けて提出してください。

(2) 『運転記録証明書』

過去5年間を証明したものを提出してください。

(3) 『運転免許経歴証明書』

現有免許の内容を証明したものを提出してください。

※自動車安全運転センター熊本県事務所

住所：熊本県菊池郡菊陽町辛川2655（運転免許センター内） 電話：096-233-2111

熊本県以外でも、最寄りの自動車安全運転センターで発行可能です。

【申込書類の提出方法】

◇持参の場合 ※土、日、祝日を除く。

受付場所：熊本市中央区大江五丁目1番40号 熊本市交通局大江局舎2階（総務課）

受付時間：午前9時00分から午後5時00分まで

◇郵送の場合

郵 送 先：熊本市中央区大江五丁目1番40号 熊本市交通局総務課 宛

※いずれの場合も、返信用封筒（長形3号サイズ、住所・氏名記載、84円切手貼付）を同封してください。

7 その他

(1) 合格又は任用後に次のいずれかに該当した場合は、合格又は任用を取り消すことがあります。

- ・受験資格を満たさないこと又は申込書の記載事項に虚偽のあることが判明した場合
- ・普通自動車運転免許の取消処分、停止処分又は失効があった場合

(2) 提出された書類は返却しません。

(3) 申込みから数日経過後も、この試験に関する文書送付又は担当者からの連絡がない場合は、以下の連絡先までお問い合わせください。

8 問い合わせ先

〒862-0971 熊本市中央区大江五丁目1番40号

熊本市交通局総務課 総務経理班 採用担当 電話：096-361-5211

〈会計年度任用職員について〉

地方公務員法の改正に伴い、これまでの嘱託員が令和２年（2020年）４月１日から会計年度任用職員に変わりました。この会計年度任用職員は、地方公務員法第２２条の２第１項第１号及び第２号に規定する一般職の非常勤職員となります。

（１）会計年度任用職員の任期については、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内となります。

（２）当該会計年度任用職員と同一の職務内容の職が翌年度設置される場合、同一の者が、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て再度任用されることがあります。

（３）任用開始（再度の任用を含む。）後、１ヶ月は条件付採用期間となります。この場合において、１ヶ月間において実際に勤務した日数が１５日に満たない場合は、その日数が１５日に達するまで条件付採用期間が延長されます。

なお、条件付採用期間においては、勤務成績不良により正式採用しない場合もあります。

（４）服務については、地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限（フルタイム会計年度任用職員のみ）等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

（５）会計年度任用職員は、職務経験等、職務遂行上必要となる経験を考慮し給料の額を決定します。また、期末手当の支給があります。